

＊ ＊ 最近の生活相談から ＊ ＊  
難病患者も

国民健康保険税の減免対象に！

娘さんが進行性の難病で働けなくなり、仕事もやめざるを得なくなった。そのため健康保険も親の国民健康保険の扶養家族になって、均等割額（22,800円）がかかってきた。障害者は市の減免制度で均等割が半額になるのに、難病は対象になってないのでダメといわれた。

病気の進行に不安を抱え、生活も大変なのになぜ減免対象にならないのか。難病と闘っている者を応援する意味からも負担を少しでも軽くするよう改善して欲しいと相談がありました。

調べてみるとそのとおり難病患者は減免制度の対象になっていません。

12月議会では、この問題も取り上げ、制度の改善ができるよう提案していきたいと思います。

多重債務や生活保護などくらしの相談。市政への要望などまずは相談を。

相談は 東よしき 54-7977  
森ケイ子 57-2753

# 老人ホームの無償譲渡は違法と訴えた住民訴訟 第3回公判が開かれました＝名古屋地裁

養護老人ホームむつみを社会福祉法人サンライフへ無償移管したことは違法と訴えた住民訴訟の第3回公判が、十一月六日名古屋地裁1102法廷で開かれました。

三月に住民監査請求が却下され、五月一九日に提訴。

九月八日の第二回公判では、被告（江南市）側から「構造改革を推進するため、議会や住民説明会で民営化の方針を明らかにし、議会の議決もあるので違法ではない」と反論があり、今回は原告側から

「地方自治法二三七条二項の議会の議決要件では、公有財産の処分には適正な対価に基づく処分を求めており議会での再三の指摘にもかかわらず不動産鑑定も行わないまま議会の議決に付したことは、法の趣旨に照らしても議会の議決があつたとはいえないもの」と反論しました。

裁判長も「これが争点ですね」と確認し、次回は被告側の反論や原告が求めた選定委員会の議事録などを証拠として提出するよう求めました。

次回公判は、二月一五日（月）一〇時三〇分より名古屋地裁で開かれます。

## 移管後の老人ホーム

### むつみを訪問してきました

四月に社会福祉法人サンライフに移管され「ジョイフルむつみ」となった養護老人ホームを、議員団他二名で訪問してきました。

入居者は定員五〇名にたいし四〇名（三名退居し一名入居）です。

まわりはすべてサンライフの特別養護老人ホーム（三施設）や老健施設（フラワーカーコート）、ケアハウスなどに取り囲まれています。

今まで厨房で作っていた入居者の食事は、サンライフが委託しているゼネラルフーズが、特養ホームのひとつである第二ジョイフル江南の厨房で、周辺施設の食事をすべて作り、配食しているのを受けているので、むつみの厨房ではご飯と味噌汁だけ作り、配膳しているだけという状況です。

経費の削減にはなるけれども、これで入居者の皆さんは満足しているのかなとの思いを強くしました。

